【兵庫県民会館】**会場利用料の免除をご利用される方へ**（2021.11）

以下の方は、会場利用料の免除をご利用いただけます。

対 象	適用内容	免除額
学　生 ※学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第一条に規定する学校またはその児童、生徒	左記が主催する演劇または美術等の作品展示の催しのために使用するとき（※1）	30%
社会福祉法人 ※社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第 2 条に規定する社会福祉事業を経営する者	左記が主催する演劇または美術等の作品展示の催しのために使用またはその事業目的を達成するために行うものに利用するとき	
心身障がい者	参加者の半数が、心身障がい者である場合	75%

（※1）講演、研修会、会議やミーティングなどは適用外です。

＜免除申請からお支払いまで＞

1　仮予約

仮予約時に、利用料の免除が適用されるかご確認ください。

2　免除申請書の提出

ご利用が確定されましたら、ホームページより免除申請書の様式をダウンロードし、**申請者の障害者手帳または学生証のデータ**と一緒にメールでお送りください。

※申請の受理には、１週間程かかりますので、お早めにお願いします。

事前に申請の無い場合は、利用料の免除はできません（利用日当日の申請は不可）。

※仮予約の変更により、利用内容が変わった場合は、再度申請してください。

3　利用料のお支払い

ご提出から１週間程度で受理されますので、利用日までにお支払いください。